

平成二十年二月四日提出
質問第五一号

ねんきん特別便による統合作業等に関する質問主意書

提出者
山井和則

ねんきん特別便による統合作業等に関する質問主意書

一 今年度末までに送付する「ねんきん特別便」八五〇万件は、三月末日までにどれぐらい統合されると推定しているか。また三月末日までに何件の統合を目標としているか。

二 「ねんきん特別便」には注意喚起文を同封するだけでなく、確認いただく年金記録欄に直接ヒントを書き込むことは、年金記録の統合が容易になり、「国民本位」の方法であると考え。「ねんきん特別便」の年金記録欄にヒントを書き込む考えはないか。そうした考えのない場合、それはなぜか。

三 同姓同名同生年月日の人が複数いると、「複数人に通知」の記録として、ヒントがもらえず、年金の権利が回復しないとしたら、それは「国民の立場」に立っているといえるのか。その記録の持ち主には、何の落ち度もないにもかかわらず、ヒントをもらえないのは、理不尽ではないか。

四 一月二十四日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」資料2「年金記録問題に関する今後の対応」では、「1(5)「訂正なし」の回答への対応」として、「訂正なし」の回答については、基本的に信頼し尊重する」としている。社会保険庁のサンプル調査「ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に対する調査結果(中間報告)」(二月二十二日)では、再度連絡をとった結果、「その方の記録の可能性が高

「方五三〇人」中一一七人の方が年金記録の訂正に結びついており、「ねんきん特別便」の記載内容を理解されないまま、「訂正なし」としている方が多数おられると考えられる。なぜ「訂正なし」の回答については、基本的に信頼し尊重する」としているのか。

五 一月二十四日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」資料4「年金記録問題への国を挙げての対応体制」では、「5 記録照会・統合の手続き」として「ITの専門家を社会保険庁に集め、今後解明すべき記録の解析及びそれに必要なシステム開発を行う」としている。こうしたIT専門家の費用やシステム開発の財源は税金か、年金保険料か。またその予算はいくら計上しているのか。

六 一月二十五日の「年金記録問題作業委員会」では、「ねんきん特別便に係る今後の情報提供について」で「2 (3) 留意事項」として「社会保険労務士による相談の活用を図る」としている。この社会保険労務士の相談支援は有償か、無償か。有償で社会保険労務士に依頼する場合、その財源は税金か、年金保険料か。またその予算はいくら計上しているのか。

右質問する。